

広島県告示第七百八十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によつて、令和二年  
 度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和二年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	湯来町大字下の一部、湯来町大字伏谷の一部、湯来町大字和田の一部	交付決定の日、 令和三年三月三十一日
三原市	小坂町の一部、小泉町の一部、久井町吉田の一部	交付決定の日、 令和三年三月三十一日
福山市	蔵王町の一部	交付決定の日、 令和三年三月三十一日
府中市	上下の一部、行藤の一部	交付決定の日、 令和三年三月三十一日
三次市	甲奴町梶田の一部、糸井町の一部、東酒屋町の一部、廻神町の一部、栗屋町の一部、三和町上坂木の一部	交付決定の日、 令和三年三月三十一日
庄原市	東城町田黒・小奴可の一部、総領町中領家の一部、東城町小奴可の一部	交付決定の日、 令和三年三月三十一日
東広島市	安芸津町木谷の一部	交付決定の日、 令和三年三月三十一日
廿日市市	津田字上花上の一部ほか、津田字松ヶ峠の一部ほか、津田字東横矢・下市の一部	交付決定の日、 令和三年三月三十一日
安芸高田市	美土里町本郷の一部	交付決定の日、 令和三年三月三十一日
北広島町	大朝の一部、川戸の一部、寺原の一部、川井の一部	交付決定の日、 令和三年三月三十一日
大崎上島町	東野の一部	交付決定の日、 令和三年三月三十一日
神石高原町	草木の一部、李の一部、上豊松の一部、井関の一部	交付決定の日、 令和三年三月三十一日

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
広島市	湯来町大字伏谷の一部、湯来町大字麦谷の一部、湯来町大字下の一部	交付決定の日、令和三年三月三十一日
府中市	上下の一部、行藤の一部	交付決定の日、令和三年三月三十一日
庄原市	東城町田黒・小奴可の一部、総領町中領家の一部	交付決定の日、令和三年三月三十一日
安芸高田市	美土里町本郷の一部	交付決定の日、令和三年三月三十一日
大崎上島町	東野の一部	交付決定の日、令和三年三月三十一日

三 官民境界等先行調査

調査を行う者の名称	官民境界等先行調査を行う地域	調査期間
海田町	南つくも町地内外	交付決定の日、令和三年三月三十一日